

ナイトケア事業

寝たきりや、痴ほう性のお年寄りの介護で夜も眠られない、夜間の介護に困ったというかたのための事業です。

サービスの内容は

- ・短期間（1週間程度）夜間老人ホームでお世話をします。（夕食の提供、翌日の朝食の提供、夜間の介護）

利用できるかたは

- ・痴ほう性老人など夜間の介護が困難なかたお年寄りのいる家庭

費用は
・神山荘

利用施設は
（生活保護世帯は無料）
1日 1,410円
☎ 46-12210

日常生活用具 給付貸付事業



介護の手助けとなる用具があげられており、日常生活用具給付貸付事業をご利用ください。

サービスの内容は

- ・特殊ベット、エアパット、腰掛便座、特殊尿器、火災報知機、自動消火器、電磁調理器、車いす、老人用電話、歩行支援用具など。

費用は

326円まで。

利用の相談は

・福祉事務所高齢者福祉係
・水交苑在宅介護支援センター

在宅介護手当支給事業

寝たきりや、痴ほう性のお年寄りなどを介護しているかたに、在宅介護手当を支給しています。

支給額は 月額 4,000円

利用できるかたは

・おおむね65歳以上の寝たきり老人のいる家庭、ひとり暮らし老人など。

費用は

・所得に応じて負担額が変わります。詳しくは、福祉事務所にお尋ねください。

利用の相談は

・福祉事務所高齢者福祉係
・神山荘在宅介護支援センター

緊急通報装置貸与事業

「もし急病になつたら、救急のときには不安だ」というかたは、緊急通報装置貸与事業をご利用ください。

サービスの内容は

・24時間対応で、緊急時ボタンを押すと警備会社の係員が駆けつけ、状況に応じた対応をします。

利用できるかたは

・おおむね65歳以上のひとり暮らし老人など

サービスの内容は
・老人世帯の虚弱なかた

・ひとり暮らしの重度以上の身体障害者で、電話に加入しているかた。

費用は
・所得に応じて無料から月額4、326円まで。

利用の相談は

・福祉事務所高齢者福祉係
・神山荘在宅介護支援センター

高齢者住宅整備 資金貸付事業

・神山荘在宅介護支援センター

六十歳以上の高齢者と同居するかたで、高齢者居室等を増改築、改造をしようとしているが、自力では整備することが困難なかたに対する貸付事業です。

貸し付け内容は
・1戸当たり150万円以内。

貸付利率 年3%
(据え置き1年以内は無利子)

償還期間 10年以内
(据え置き期間2年)

・償還方法 元利均等半年賦償還

・貸付件数 毎年5件程度

・貸し付け申し込み
市内在住の連帯保証人2人

・貸し付け人
保証人

・貸し付け申し込み
市内在住の連帯保証人2人

・貸し付け申込書類は
・申請者及び保証人の所得、資産に関する証明書

・貸し付け申請書
・工事見積書

・高齢者住宅整備計画平面図

利用の相談は
・福祉事務所高齢者福祉係

養護老人ホーム

入所の相談は
・福祉事務所高齢者福祉係

入所できるかたは

・65歳以上（特に必要がある場合は65歳未満でも可）で、身体上もしくは精神上または環境上の理由（心身機能の減退などのため日常生活に支障がある場合、あるいは住宅に困窮している場合などです）があつて、経済的にも困っているかた（生活保護世帯、市民税の所得割が非課税の世帯です）で、居宅での生活が困難なかた。

入所できるかたは
・65歳以上（特に必要がある場合は65歳未満でも可）で、身体上もしくは精神上著しく障害があるため常に介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難なかた。

特別養護老人ホーム

入所の相談は
・福祉事務所高齢者福祉係

入所できるかたは

・65歳以上（特に必要がある場合は65歳未満でも可）で、身体上もしくは精神上著しく障害があるため常に介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難なかた。

費用は
・扶養義務者
年収により無料から月額24万円

入所できる施設は
・水交苑・神山荘・長慶荘（田代町）・扇寿苑（比内町）など

自宅での生活が困難 老人福祉施設の利用

入所の相談は
・福祉事務所高齢者福祉係

入所できるかたは

・65歳以上（特に必要がある場合は65歳未満でも可）で、身体上もしくは精神上著しく障害があるため常に介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難なかた。

入所の相談は
・福祉事務所高齢者福祉係

入所できるかたは

・65歳以上（特に必要がある場合は65歳未満でも可）で、身体上もしくは精神上著しく障害があるため常に介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難なかた。

費用は
・扶養義務者
年収により無料から月額28万円

入所の相談は
・成章園・和光園（鹿角市）

受けられるかたは
・市内に居住（住民登録）している満65歳以上のかたで、居宅において3カ月以上寝たきりで日常生活のすべてについて常時介護が必要なかた、3カ月以上痴ほう、問題行動があり常時介護が必要なかた及び、特別障害者手当を受給しているかたを介護している家族などに支給します。

申請の相談は
・福祉事務所高齢者福祉係
・水交苑在宅介護支援センター
・神山荘在宅介護支援センター
・民生委員

ただし、満65歳以上のかただけで構成している世帯、当該老人及び生計中心者の前年の所得税額が140、001円以上あるかたは対象となりません。

・福祉事務所高齢者福祉係
・水交苑在宅介護支援センター
・神山荘在宅介護支援センター
・民生委員